

障害者ショートステイ事業所における緊急対応に関する研究

○ 国立のぞみの園 相馬 大祐 (6655)

大村 美保 (国立のぞみの園・6979)

[キーワード] 障害者、ショートステイ、緊急対応

1. 研究目的

2012年に障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）が施行され、緊急時の支援体制の構築が各地域に求められている。この中で、ショートステイ事業所は障害者の緊急保護先として期待されている（厚生労働省 2012）。しかし、2012年実施した4,195件のショートステイ事業所を対象とした悉皆調査結果（以下、2012年調査）からは、ショートステイ事業所において緊急対応が困難である実態が指摘されている（大村ほか 2013）。

そこで、本研究では①ショートステイ事業所の緊急対応の実態、②緊急対応している事業所の運営内容及び業務内容について明らかにすることを目的とした。なお、本研究ではショートステイ事業所での緊急対応の定義を「当日まで予約のない状況で利用に至った利用者への対応」とした。

2. 研究の視点および方法

本研究は以下にあげる質問紙調査と訪問調査の2つを実施した。

（1）質問紙調査

2012年調査によれば、ショートステイの稼働率には大きな開きがあり、100%を超える事業所が176ヶ所（6.6%）あったのに対し、稼働率20%未満の事業所が687ヶ所（25.7%）確認されている。そこで、本研究は緊急対応に焦点化するため、稼働率の比較的高い事業所を抽出することとし、2012年調査の結果から、1ヶ月の稼働率70%以上の併設型356ヶ所を調査対象とした。調査は2013年10月から11月にかけて調査票郵送方式にて実施した。調査項目は、①2012年度1年間のショートステイの緊急対応の実績、②強度行動障害者や重複障害者等、特徴を有する者の緊急対応の受入れの判断についてであった。その結果、271事業所からの回答を得た（回収率76.1%）。

（2）訪問調査

質問紙調査の結果から、ショートステイの緊急対応の実績のある6事業所を選定し、訪問調査を実施した。具体的には、ショートステイの居室等の見学を行うとともに、事業所の運営内容及び業務内容に関してインタビューガイドを用いた調査を実施した。

3. 倫理的配慮

調査の手続きについては国立のぞみの園調査研究倫理審査委員会で承認を得た。

4. 研究結果

(1) 質問紙調査の結果

ショートステイ事業所における1年間の緊急対応の実人数の平均値をみると、「事前契約のある人」は2.75人、「事前契約のない人」は0.88人であった。また「措置」による緊急対応はほとんどの事業所で実績のないことが確認された。

次に、ショートステイ事業所は緊急対応にあたって、障害者個人の特徴と契約の有無によって判断しているのか分析した。その結果、先に示したように「事前契約の有無」によって大きな相違がみられた。例えば、「特に問題がないと推測される人」の受入れをみると、事前に契約している場合、243ヶ所(89.7%)の事業所が受入れ可能と回答していた。しかし、事前に契約のない場合、受入れ可能事業所は128ヶ所(47.9%)と約半数までに低下した。また、事前契約をしていたとしても、「矯正施設から退所した人」「感染症について未確認な人」「医療的ケアの必要な人」「他害や自傷のある人」は受入れ可能な事業所が50%を下回る結果となった。さらに、これらの者については事前契約のない場合、受入れが困難であることが示唆された。

(2) 訪問調査の結果

質問紙調査の結果を踏まえ、「事前契約のない人」及び「医療的ケアの必要な人」「他害や自傷のある人」に対する支援の実績のある事業所への訪問調査を実施した。その結果、「事前契約のない人」については①情報収集、②入所者・他のショートステイ利用者と接しない環境の提供、「医療的ケアの必要な人」については、①契約時の情報収集の徹底、②情報更新、③他事業所との連絡会の開催、他害や自傷のある人については、①同一法人内での情報共有、②人員体制の工夫、③入所者・他のショートステイ利用者と接しない環境を提供といった運営・業務上の工夫が行われていた。

5. 考察

本研究の結果から、「事前契約をしていない」「医療的ケアが必要」「他害や自傷のある」等の障害者はショートステイの緊急対応を利用しにくいことが分かった。そのため、まず事前契約の重要性が指摘できる。地域生活における様々な緊急事態を想定し、サービス等利用計画作成時にショートステイ利用を考慮するとともに、事前にショートステイ事業所と契約することが重要である。しかし、虐待を受けた障害者の分離保護等を考えると、事前契約のみを前提とすることには限界がある。「事前契約のない人」への対応としては、自治体を中心となって支援体制を構築する取組み等が参考になると言える。また、事前契約をしていても受入れが困難な人については、地域の課題としての共有化と事業を継続できるような報酬上の評価も含めた政策的対応が求められる。